

丸森町新型コロナウイルス感染症対策中小企業等支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 町は、新型コロナウイルス感染症の影響により、事業継続に支障をきたしている町内の商工業を営む法人（以下「商工業者等」という。）及びフリーランスを含む個人事業者（以下「個人事業者等」という。）を支援するため、予算の範囲内において丸森町新型コロナウイルス感染症対策中小企業等支援金（以下「支援金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、丸森町補助金等交付規則（平成11年丸森町規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付基準)

第2条 支援金の交付基準は、別表第1のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、商工業者等及び個人事業者等が次の各号のいずれかに該当する場合（個人事業者等にあつては、第3号及び第4号に限る。）は、支援金を交付しないものとする。

- (1) 国、県、その他行政機関及び法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に規定する公共法人
- (2) 政治団体
- (3) 宗教上の組織若しくは団体（これらに属する個人を含む。）
- (4) 前3号に掲げるもののほか、支援金の趣旨に照らして適当でないと町長が判断する者

(支援金の額)

第3条 支援金の額は、20万円とする。

(交付申請等)

第4条 支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、丸森町新型コロナウイルス感染症対策中小企業等支援金交付申請書兼実績報告書兼請求書（様式第1号）に別表第2の書類を添えて、町長に申請しなければならない。

(交付決定及び通知等)

第5条 町長は、前条の申請があつたときは、その内容を審査し、支援金を交付することが適当と認めるときは、丸森町新型コロナウイルス感染症対策中小企業等支援金交付決定兼額の確定通知書（様式第3号）により申請者に通知するとともに、申請者が指定した方法により支援金を交付するものとする。

- 2 町長は、前項の交付決定に際し、必要な条件を付することができる。
- 3 町長は、第1項の審査により支援金を交付しない決定をしたときは、丸森町新型コロナウイルス感染症対策中小企業等支援金不交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。
- 4 第1項の交付決定通知は、規則第13条の規定による額の確定通知とみなす。

(交付決定の取消及び返還)

第6条 町長は、支援金の交付決定を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、当該交付決定を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正の手段により支援金の交付決定又は交付を受けたとき。
- (2) 第2条の交付基準を満たしていないことが明らかとなったとき。
- (3) 前条第2項により付した条件に違反したとき。

2 町長は、前項の規定により支援金の交付決定を取り消したときは、当該交付決定者に対し、丸森町新型コロナウイルス感染症対策中小企業等支援金交付決定取消通知書（様式第5号）により通知するものとする。この場合において、既に支援金の全部又は一部が交付されているときは、丸森町新型コロナウイルス感染症対策中小企業等支援金返還命令書（様式第6号）により適当な期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（商工業者等における特例）

第7条 申請者が商工業者等のときは、特例として次のとおり取り扱うことができる。

- (1) 申請日とその属する事業年度の直前の事業年度の確定申告の申告期限内（申告期限が延長されている場合を含む。）で、かつ、当該確定申告を完了していない場合は、第4条に規定する書類に代えて、対象月（別表第1に規定する対象月をいう。以下この条において同じ。）の属する事業年度の2事業年度前の確定申告書（法人税法第2条第31号に規定する確定申告書をいう。別表第1第1項及び別表第2第1項において同じ。）を添付すること。
- (2) 第4条に規定する書類を提出できないことについて相当の理由があると町長が認める場合（前号の場合を除く。）は、当該書類に代えて、対象月の属する事業年度の直前の事業年度の確定申告又は申告予定の月次による事業収入額を証明できる書類で、税理士による署名及び押印がなされたものを添付すること。
- (3) 法人名が変更された場合（対象月の属する事業年度に合併により変更された場合を除く。）は、法人番号の変更の場合を除き、同一の法人とみなすこと。
- (4) 別表第3の左欄に該当する場合は、対象月に係る算定等について、同表中欄の書類等の提出及び同表右欄の算定式とすること。

（報告及び検査）

第8条 町長は、本事業の適切な実施状況等を確認するため、交付決定者に対し、必要な報告を求め、又は職員をして立入検査をさせることができる。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和2年5月27日から適用する。

別表第1（第2条関係）

申請者	交付対象者	備考
1 商工業者等	<p>次の各号のいずれにも該当する者とする。</p> <p>(1) 町内に事業所又は店舗を置く商工業者等（大企業（中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律（昭和52年法律第74号）第2条第2項に規定する大企業者をいう。）を除く。）であり、日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）に掲げる大分類のCからRの産業に該当する者</p> <p>(2) 令和2年3月以前から事業により事業収入（確定申告書第一表における収入金額等に記載される額と同様の算定方式による売上をいう。）を得ており、今後も事業を継続する意思がある者</p> <p>(3) 令和2年2月以降、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、事業収入が前年同月比で2割以上減少した月（令和2年2月から同年7月までの間で、事業収入が前年同月比で2割以上減少した月のうち申請者が任意に選択した1月をいう。以下「対象月」という。）がある者</p> <p>(4) 丸森町新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金交付要綱（令和2年丸森町告示第64号）による協力金（以下、「拡大防止協力金」という。）の交付を受けていない者</p> <p>(5) 有資格者の役員等（法人の場合は非常勤役員を含む役員並びに支配人及び支店若しくは営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等）が暴力団員（丸森町暴力団排除条例（平成25年丸森町条例第10号）第2条第4号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）でない者</p> <p>(6) 暴力団員が経営に事実上参加していると警察から通報があり、又は警察が認めた者でない者</p>	<p>支援金の交付は、同一の申請者について1回限りとする。</p>
2 個人事業者等	<p>次の各号のいずれにも該当する者とする。</p> <p>(1) 町の住民基本台帳に記録されている者、納税地（所得税法（昭和40年法律第33号）第15条第1号に規定する納税地をいう。）が本町である者又は町内に事業所若しくは店舗等を置く者であり、日本標準産業分類に掲げる大分類のCからRの産業に該当する者</p> <p>(2) 令和2年3月以前から、確定申告書（所得税法第2条第37号に規定する確定申告書をいう。以下この項及び備考、別表第2第2項並びに別表第3において同じ。）第一表における収入金額等に記載される額又は市町村民税・道府県民税申</p>	

	<p>告書（以下「住民税申告書」という。）第五号の四様式表面における収入金額等に記載される額と同様の算定方式による売上を得ており、今後も事業を継続する意思がある者</p> <p>(3) 対象月がある者</p> <p>(4) 令和元年（平成 31 年を含む。以下同じ。）の年間事業収入が同年の年間給与収入（確定申告書第一表における収入金額等の給与欄に記載される額又は住民税申告書第五号の四様式表面における収入金額等に記載される額と同様の算定方式によるものとし、令和元年の年間給与収入は、当該欄に記載されるものを用いることとする。）を超えていること。</p> <p>(5) 拡大防止協力金の交付を受けていない者</p> <p>(6) 本要綱と同様の趣旨で交付される他の市区町村の補助金等の交付を受けていない者</p> <p>(7) 申請者、又は支配人及び営業所の代表者が暴力団員でない者</p> <p>(8) 暴力団員が経営に事実上参加していると警察から通報があり、又は警察が認めた者でない者</p>	
--	--	--

備考

- 1 青色申告（所得税法第 143 条に規定する青色申告をいう。以下同じ。）を行っている者の場合は、前年同月の事業収入は、所得税青色申告決算書における月別売上（収入）金額及び仕入金額欄の売上（収入）金額を用いるものとする。ただし、当該者が次の各号のいずれかに該当する場合は、次項によるものとする。
 - (1) 所得税青色申告決算書を提出しないことを選択した場合
 - (2) 所得税青色申告決算書に月間事業収入の記載がない場合又は記載の必要がない場合
 - (3) 相当の理由により当該書類を提出できない場合
- 2 青色申告以外の申告を行っている者の場合又は確定申告書に所得税青色申告決算書（農業所得用）を添付した場合は、令和元年の月平均の事業収入と対象月の月間事業収入を比較するものとする。

別表第2（第4条関係）

申請者	添付書類
1 商工業者等	<p>次の全てを添付するものとする。</p> <p>(1) 対象月の属する事業年度の直前の事業年度の確定申告書別表一の控（收受日付印が押されていること。e-Tax（国税庁等に係る申告等手続並びに国税の納付手続を汎用的に受付処理する国税電子申告・納税システムをいう。以下同じ。）による申告の場合は、受信通知を添付すること。）及び法人事業概況説明書の写し</p> <p>(2) 対象月の月間事業収入がわかるもの</p> <p>(3) 商工業者等名義の振込先口座の通帳の写し</p> <p>(4) 本人確認書類</p> <p>(5) 誓約書（様式第2号）</p> <p>(6) その他町長が必要と認める書類</p>
2 個人事業者等	<p>(1) 青色申告を行っている場合は、次の全てを添付するものとする。</p> <p>ア 令和元年分の確定申告書第一表の控 收受日付印が押印（税務署においてe-Taxにより申告した場合は、受付日時が印字）されていること。e-Taxによる申告の場合は、受信通知を添付すること。收受日付印（税務署においてe-Taxにより申告した場合は、受付日時の印字）又は受信通知（以下「收受日付印等」という。）のいずれも存在しない場合は、提出する確定申告書類の年度の納税証明書（その2所得金額用であって、事業所得金額の記載のあるもの）を提出することで代替することができる。この場合、收受印等のない確定申告書第一表の控及び所得税青色申告決算書の控（青色申告決算書の控は提出しないことを選択した場合は、次号によるものとする。）を用いることができる。</p> <p>イ 対象月の月間事業収入がわかるもの</p> <p>ウ 申請者本人名義の振込先口座の通帳の写し</p> <p>エ 本人確認書類</p> <p>オ 誓約書（様式第2号）</p> <p>カ その他町長が必要と認める書類</p> <p>(2) 青色申告以外の申告を行っている場合は、次の全てを添付するものとする。</p> <p>ア 令和元年分の確定申告書第一表又は住民税申告書第五号の四様式表面の控</p> <p>イ 対象月の月間事業収入がわかるもの</p> <p>ウ 申請者本人名義の振込先口座の通帳の写し</p> <p>エ 本人確認書類</p> <p>オ 誓約書（様式第2号）</p> <p>カ その他町長が必要と認める書類</p>

備考

- 1 本人確認書類は、次のいずれかの写しとする。ただし、住所、氏名及び顔写真が明瞭に区別でき、かつ、申請を行う日において有効（新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、更新期限の猶予等の措置が取られているものを含む。）なもので、記載された住所が申請時に登録する住所と同一のものに限る。
 - (1) 運転免許証（両面）（返納している場合は、運転経歴証明書で代替することができる。）
 - (2) 個人番号カード（オモテ面のみ）
 - (3) 写真付きの住民基本台帳カード（オモテ面のみ）
 - (4) 在留カード、特別永住者証明書、外国人登録証明書（在留の資格が特別永住者のものに限る。）（両面）
 - (5) (1)から(4)までを保有していない場合は、住民票又は健康保険証（両面）（いずれも個人番号の記載のないものに限る。）
- 2 対象月の属する事業年度の直前の事業年度の確定申告書又は令和元年分の確定申告書が令和元年東日本台風被害により紛失した等の理由から、当該申告書の提出が困難であるときは、町長がやむを得ないと認める場合に限り、対象月の属する事業年度の前々年度の事業年度の確定申告書又は平成 30 年分の確定申告書の提出により代替することができる。

別表第3（第7条関係）

項	申請書に添付する書類等の特例	算定式及び申請情報の特例
1 平成31年1月から令和元年12月の間に設立した法人である場合	<p>平成31年1月から令和元年12月までの間に法人を設立した場合であって、対象月の月間事業収入が令和元年の月平均の事業収入に比べて20%以上減少している場合は、次の書類等の特例及び右の算定式及び申請情報の特例によることができる。</p> <p>1 別表第2第1項各号で定める書類等（令和元年中に複数の事業年度が存在する場合には、令和元年中の全ての事業に係るものを提出すること。）</p> <p>2 履歴事項全部証明書（法人の設立年月日が平成31年1月1日から令和元年12月31日までの間であること。）</p>	<p>$\{ (B \div M) - A \} \div (B \div M) \times 100$</p> <p>A：対象月の月間事業収入 M：平成31年（令和元年）の設立後月数（設立した日の属する月も、操業日数に関わらず、1か月とみなす。） B：平成31年（令和元年）の年間事業収入</p>
2 令和2年1月から同年3月の間に設立した法人である場合	<p>令和2年1月から同年3月までの間に法人を設立した場合であって、対象月の月間事業収入が対象月を含む最近3か月間の平均月間事業収入と比較して20%以上減少している場合は、次の書類等の特例及び右の算定式及び申請情報の特例によることができる。</p> <p>1 別表第2第1項第2号から第6号までに定める書類等</p> <p>2 履歴事項全部証明書（法人の設立年月日が令和2年1月1日から同年3月31日までの間であること。）</p>	<p>$\{ (B \div 3) - A \} \div (B \div 3) \times 100$</p> <p>A：対象月の月間事業収入 B：対象月、対象月の前月、対象月の前々月の3か月間の事業収入の合計</p>
3 事業収入を比較する2つの月の間に店舗・業容拡大を行っている場合	<p>事業収入を比較する2つの月の間に店舗業容拡大を行っている場合であって、対象月の月間事業収入が、対象月を含む最近3か月間の平均月間事業収入と比較して20%以上減少している場合は、第7条の規定により、次の書類等の特例及び右の算定式及び申請情報の特例によることができる。</p> <p>1 別表第2第1項で定める書類等</p> <p>2 店舗業容拡大を行っていることが確認できる書類</p>	<p>$\{ (B \div 3) - A \} \div (B \div 3) \times 100$</p> <p>A：対象月の月間事業収入 B：対象月、対象月の前月、対象月の前々月の3か月間の事業収入の合計</p>
4 特定非営利活動	<p>申請者が特定非営利活動法人、公益法人等である場合は、第7条の規定により、次</p>	<p>$\{ B - (A \times 12) \} \div B \times 100$</p>

<p>法人及び公益法人等（法人税法別表第2に規定する公益法人等に該当する法人）の場合</p>	<p>の書類等の特例及び右の算定式及び申請情報の特例によることができる。ただし、月次の収入を確認できない場合は、対象月の属する事業年度の直前の事業年度の月平均の年間収入と対象月の月間収入を比較することとする。</p> <p>1 対象月の属する事業年度の直前の事業年度の年間収入がわかるもの（例えば、学校法人においては事業活動収支計算書、社会福祉法人においては事業活動計算書、公益財団法人・公益社団法人であれば正味財産増減計算書等の根拠法令等において作成が義務づけられている書類であり、収入がわかるもの又はこれに類するもの。）</p> <p>2 対象月の月間収入がわかるもの（対象月の属する事業年度の年間収入がわかるものとして提出する書類の基礎となる書類を原則とする。ただし、当該書類を提出できないことについて相当の事由がある場合には、対象月の月間事業収入を記載した他の書類によることも認める。）</p> <p>3 法人名義の振込先口座の通帳の写し</p> <p>4 履歴事項証明書又は根拠法令に基づき公益法人等の設立について公的機関に認可等されていることがわかる書類等</p> <p>5 その他町長が必要と認める書類</p>	<p>A：対象月の月間収入 B：対象月の属する事業年度の直前の事業年度の年間収入</p> <p>ただし、A及びBの収入については、寄附金、補助金、助成金、金利等による収入等、株式会社等で営業外収益にあたる金額を除き、法人の事業活動によって得られた収入（国及び地方公共団体からの受託事業による収入を含む。）のみを対象とする。</p>
--	--	---

備考

- 1 申請者が個人事業者等であり、別表第2第2項第1号ア及び同項第2号アの書類等について、確定申告期限の柔軟な取扱いについて（令和2年4月6日国税庁）に基づき、令和元年分の確定申告が完了していない場合又はその他相当の事由により提出できない場合は、平成30年分の確定申告書等の控で代替することができる。
- 2 対象月のある個人事業者等が、次の各号のいずれかに該当する場合は、代替措置として、別表第3に定める書類等を提出することで、同表の算定式等を用いて事業収入の減少の算定を行うことができる。
 - (1) 平成31年1月から令和元年12月までの間に開業した場合
 - (2) 令和2年1月から同年3月の間に開業した場合
 - (3) 事業収入を比較する2つの月の間に店舗・業容拡大を行っている場合
- 3 個人事業者等が、2親等以内の親族からの経営者の交代であって、同業の事業の承継を行った場合は、同一の個人事業者等として取り扱うことができる。

様式第1号（第4条関係）

丸森町新型コロナウイルス感染症対策中小企業等支援金
交付申請書兼実績報告書兼請求書

年 月 日

（あて先）丸森町長

所在地（住所）
〒
事業者
名称
役職
代表者 氏名 印
電話番号

丸森町新型コロナウイルス感染症対策中小企業等支援金交付要綱第4条の規定により、支援金の交付を申請しますので、口座振込により交付されるよう希望します。

記

1 申請企業等の情報

事業開始年月日		年 月 日	業種※	
申請事業者種別	□法人	□中小企業者 □その他法人（ ）		
		法人番号		
		資本金又は出資金等		円
	従業員数（常勤）		人	
	□個人事業者			

※業種は一覧表の該当する記号を記入願います。

2 事業収入等

事業収入が20%以上減少した月（対象月）		令和2年（ 2 3 4 5 6 7 ）月				
令和2年対象月の事業収入（A）	円	前年同月の事業収入（B）	円			
減少率	%	$\{ (B - A) / B \} \times 100$ で計算				
特例適用	□平成31年1月～令和元年12月設立・開業					
	□令和2年1月～同年3月設立・開業					
	□事業収入を比較する2つの月の間に店舗・業容拡大を行っている					

（裏面へつづく）

3 口座情報等

請求金額	200,000円						
振込先		銀行 金庫・組合 農協・漁協				本店・支店 出張所 本所・支所	
	ゆうちょ銀行 店番		預金種 種類	普通	当座		
	口座番号						
	(フリガナ) 口座名義						

4 担当者

担当者	(フリガナ) 氏名	
	役職	
	連絡先	(電話番号)

○ 法人の添付書類

- ・誓約書（様式第2号）
- ・令和元年の「確定申告書別表一控え（収受印が押印されているものに限る。）」の写し及び「法人事業概況説明書控え（両面）」の写し
- ・対象月の月間事業収入がわかる書類等
- ・法人代表者の本人確認書類の写し
- ・法人名義の銀行口座通帳の写し（口座名義、口座番号がわかるページの写し）

○ 個人事業者の添付書類

- ・誓約書（様式第2号）
- ・令和元年の「確定申告書第一表の控え（収受印が押印されているもの限り、e-Taxの場合は受信通知を添付）」の写し及び「所得税青色申告決算書控え（2枚目必須）」の写し（白色確定申告の場合は確定申告書第一表の控えのみ）又は住民税申告書第五号の四様式表面の写し
- ・対象月の月間事業収入がわかる書類等
- ・申請者の本人確認書類の写し
- ・申請者名義の銀行口座通帳の写し（口座名義、口座番号がわかるページの写し）

※中小企業以外のその他法人、特例適用等の場合は、添付書類が上記と異なる場合がありますので、申請要領を御確認ください。

様式第1号別紙 業種一覧表

分類	一例
A 農業、林業 ※対象外	耕種農業、農業サービス業、林業サービス業
B 漁業 ※対象外	漁業、水産養殖業
C 鉱業、採石業、砂利採取業	金属鉱業、採石業、砂・砂利・玉石採取業
D 建設業	土木工事業、建築工事業、職別工事業、設備工事業
E 製造業	食料品製造業、化学工業、金属製品製造業
F 電気・ガス・熱供給・水道業	電気業、ガス業、熱水道業、水道業
G 情報通信業	情報サービス業、インターネット付随サービス業、映像・音声・文字情報制作業
H 運輸業、郵便業	道路旅客運送業、道路貨物運送業
I 卸売業、小売業	各種商品小売業、織物・衣服・身の回り品小売業
J 金融業、保険業	保険業（保険媒介代理業、保険サービス業を含む）
K 不動産業、物品賃貸業	不動産取引業、不動産賃貸業・管理業、物品賃貸業
L 学術研究、専門・技術サービス業	専門サービス業、広告業、技術サービス業
M 宿泊業、飲食サービス業	旅館・ホテル、飲食店
N 生活関連サービス業、娯楽業	洗濯・理容・美容・浴場業
O 教育、学習支援業	学習塾、教養・技能教授業
P 医療、福祉	医療業、社会保険・社会福祉・介護事業
Q 複合サービス事業	郵便局、協同組合
R サービス業（他に分類されないもの）	廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業、その他の事業サービス業
S 公務（他に分類されるものを除く） ※対象外	国家公務、地方公務
T 分類不能の産業 ※対象外	上記に分類されないもの

※該当分類の詳細は、総務省「日本標準産業分類」でご確認ください。

https://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/H25index.htm

誓約書

年 月 日

（あて先）丸森町長

所在地（住所）
〒
事業者
名称
役職
氏名
代表者
生年月日 年 月 日 生まれ
性別 男 ・ 女
電話番号

私は、丸森町新型コロナウイルス感染症対策中小企業等支援金の交付申請に当たり、下記のとおり誓約します。

記

- 1 支援金の申請に関し、全ての申請要件を満たしています。また、丸森町補助金等交付規則及び丸森町新型コロナウイルス感染症対策中小企業等支援金交付要綱の内容に従うことについて同意します。もし、虚偽その他不正の手段により支援金の交付の決定又は交付を受けたことが判明した場合は、丸森町新型コロナウイルス感染症対策中小企業等支援金交付要綱第7条の規定により、交付決定の取消や支援金の返還等に応じるとともに、丸森町補助金等交付規則第18条第1項による加算金等の支払にも応じます。また、納付日までに支援金を返還しなかった場合、その未納額につき丸森町補助金交付規則第18条第2項による延滞金を納付することに応じます。
- 2 令和2年3月以前から事業により事業収入（売上）を得ており、今後も事業を継続する意思があることを誓約します。
- 3 丸森町新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金交付要綱（令和2年丸森町告示第64号）による協力金の交付を受けていません。
- 4 丸森町新型コロナウイルス感染症対策中小企業等支援金交付要綱と趣旨を同様にする、事業継続に支障をきたした事業者が対象となる丸森町以外の市区町村が交付する補助金等の交付を受けていません。
- 5 町から報告・立入検査等の求めがあった場合は、これに応じます。
- 6 申請書類及び添付書類の内容について、税務情報として使用することに同意します。
- 7 別表第1に基づき、代表者、役員又は使用人その他の従業員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しません。
- 8 申請書類及び添付書類の内容について、丸森町が行政機関や警察等に確認等を行うことに同意します。

住所又は所在地
名称及び代表者氏名

丸森町新型コロナウイルス感染症対策中小企業等支援金
交付決定兼額の確定通知書

年 月 日付けで申請のあった支援金について、次のとおり交付決定及び額の確定をしましたので、丸森町補助金等交付規則第6条及び丸森町新型コロナウイルス感染症対策中小企業等支援金交付要綱第5条の規定により、通知します。

年 月 日

丸森町長 印

- 1 支援事業の名称 丸森町新型コロナウイルス感染症対策中小企業等支援金
- 2 交付決定額 金200,000円
- 3 交付決定についての注意点
 - (1) 丸森町補助金等交付規則及び丸森町新型コロナウイルス感染症対策中小企業等支援金交付要綱並びに以下の注意点の内容を遵守してください。
 - (2) 町は、丸森町新型コロナウイルス感染症対策中小企業等支援金交付要綱第7条の規定により、交付決定の通知を受けた者が偽りその他不正の手段により支援金の交付決定を受けたと認められるときは、交付決定を取り消すとともに、申請者に通知をします。
 - (3) 町は、丸森町新型コロナウイルス感染症対策中小企業等支援金交付要綱第7条の規定により、交付決定の取り消しを受けた者に対し、既に支援金が交付されているときは、支援金の全部の返還を命じます。この場合、丸森町補助金等交付規則第18条第1項に基づく加算金を納付する必要があります。また、納期日までに返還しなかった場合、その未納付額につき丸森町補助金等交付規則第18条第2項に基づく延滞金を納付する必要があります。
 - (4) 町は、丸森町新型コロナウイルス感染症対策中小企業等支援金交付要綱第9条の規定により、必要があると認めるときは、支援金の交付を受けた者に対し、必要な事項の報告や資料の提出を求め、又は本町職員が関係する場所への立入調査を行う場合があります。報告や立入調査等に応じない場合、虚偽の内容を申請したものと推定し、注意点(3)に定める返還命令を行う場合があります。

住所又は所在地
名称及び代表者氏名

丸森町新型コロナウイルス感染症対策中小企業等支援金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった支援金について、次の理由により交付しないことに決定しましたので、丸森町補助金等交付規則第6条及び丸森町新型コロナウイルス感染症対策中小企業等支援金交付要綱第5条の規定により、通知します。

年 月 日

丸森町長 印

- 1 支援事業の名称 丸森町新型コロナウイルス感染症対策中小企業等支援金
- 2 不交付の決定の理由

備考 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、丸森町長に対して審査請求をすることができます。

2 この処分について不服がある場合は、処分又は審査請求に対する裁決があったことを知った日から6か月以内に、丸森町（丸森町長が被告の代表者となります。）を被告として、仙台地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。（ただし、処分又は裁決の日から1年を経過すると訴えを提起することができなくなりますので、ご注意下さい。）

住所又は所在地
名称及び代表者氏名

丸森町新型コロナウイルス感染症対策中小企業等支援金交付決定取消通知書

年 月 日付け第 号で通知した決定に関して、丸森町補助金等交付規則第16条及び丸森町新型コロナウイルス感染症対策中小企業等支援金交付要綱第6条第1項の規定に該当すると認められたため、交付の決定を取り消したので、同条第2項の規定により、通知します。

年 月 日

丸森町長 印

決定取消しの理由	
----------	--

- 備考
- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、丸森町長に対して審査請求をすることができます。
 - 2 この処分について不服がある場合は、処分又は審査請求に対する裁決があったことを知った日から6か月以内に、丸森町（丸森町長が被告の代表者となります。）を被告として、仙台地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。（ただし、処分又は裁決の日から1年を経過すると訴えを提起することができなくなりますので、ご注意ください。）

住所又は所在地
名称及び代表者氏名

丸森町新型コロナウイルス感染症対策中小企業等支援金の返還命令書

年 月 日付け第 号で交付決定した支援金について、丸森町補助金交付規則第17条及び丸森町新型コロナウイルス感染症対策中小企業等支援金交付要綱第6条の規定により、返還するよう命じる。

年 月 日

丸森町長 印

1 交付済額

2 返還請求額

3 理由

4 納付期限

5 返還の方法

同封の納付書により返還すること。

6 加算金について

丸森町補助金等交付規則第18条第1項の規定により、支援金の返還を命ぜられた場合は、その命令に係る支援金等の受領の日から納付の日までの日数に応じて、年10.95%の割合で計算した加算金を納付しなければならない。

7 延滞金について

丸森町補助金等交付規則第18条第2項の規定により、上記納付期限までに納付しなかったときは、納付期限日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95%の割合で計算した延滞金を納付しなければならない。

備考 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、丸森町長に対して審査請求をすることができます。

2 この処分について不服がある場合は、処分又は審査請求に対する裁決があったことを知った日から6か月以内に、丸森町（丸森町長が被告の代表者となります。）を被告として、仙台地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。（ただし、処分又は裁決の日から1年を経過すると訴えを提起することができなくなりますので、ご注意ください。）